

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>○骨髄採取手術は、保険の原点である相互扶助の理念に基づいたもので、モラルリスク等が考えにくい点からも時代の流れに沿ったものであり、今回の改正案については、新たなドナー登録を勧誘する一つの大きな要素になるとともに、保険会社の商品開発が期待できるものであるため、賛同いたします。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
<p>○骨髄移植のドナーを保険体に拡大することは基本的に賛成するものの以下の3点を危惧する。</p> <p>(1) 一般の被保険者が骨髄移植と献血を混同しないか、また、患者とドナーの白血球HLA型の適合を調べる検査は保険の対象になるのか、ご教示願いたい。</p> <p>(2) 骨髄移植ドナーを対象とすることによって給付率の上昇による収支悪化が予想される。</p> <p>(3) 骨髄移植以外にも、ドナーと患者という関係は他にも数多く存在しており、他の患者団体から多数ドナーとして給付請求がくることが予想され、その対応も考慮する必要がある。</p>	<p>今回の改正は、骨髄採取手術を保険引受の対象に加えることを可能とするものでありますが、具体的な保険の対象については、保険会社が商品設計するにあたって、決定すべきものと考えます。また、保険収支については、各保険会社が経営判断によって適切な料率設定を行っていくものと考えます。</p> <p>今後、骨髄移植以外のドナーを、保険引受の対象とする要望があった場合には、その適切性について、個別に検討していきたいと考えます。</p>
<p>○医療保険の対象とするのは良いが、公的補償が無いまま医療保険の対象となると公的補償制度の設置が疎かになるのではないか。本来何らかの公的補償の対象になるべきものと思うので、今回の改正と並行して実施されたい。</p>	<p>公的補償制度のあり方については、当庁の所管事項ではありませんが、現在、骨髄提供者に係る骨髄採取及び入院等の費用については、骨髄提供者には費用が発生せず患者が負担することとなっており、患者の健康保険の対象となっているものと承知しております。</p>